

議案第105号

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部改正について

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年12月22日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与改正及び旅費制度の改正を受けて、北名古屋市の常勤の特別職の職員に対する、期末手当の額の改定及び旅費制度の見直しに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

第7条第2項中「旅費」の次に「の種目」を加え、「、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、死亡手当、旅行雑費及び旅行手当」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当」に改める。

第8条を次のように改める。

（旅費の額）

第8条 旅費の額は、北名古屋市職員の旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例第51号）及びこれに基づく規則の規定の例による。

ただし、宿泊費の額については、別表第2の左欄に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる宿泊費の額の範囲内で、宿泊に要する費用の額とする。

第9条から第11条までを削る。

第12条中「前各条」を「前2条」に改め、同条を第9条とし、第13条を第10条とし、第14条を第11条とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

区分	宿泊費 (1夜につき)
福島県、鳥取県、山口県	11,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山县、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円
熊本県	20,000円
香川県	21,000円
神奈川県、新潟県	22,000円
千葉県	24,000円
福岡県	25,000円
埼玉県、東京都、京都府	27,000円

別表第3を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北名古屋市特別職の職員で常勤のものの

給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条による改正）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したものについても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとし、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したものについても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとし、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。</p>

北名古屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条による改正）

新	旧
(期末手当)	(期末手当)
第4条 略	第4条 略
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）第20条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは、「 <u>100分の175</u> 」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとし、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の177.5</u> 」とし、同条第5項において市長が規則で定めることとされている事項については、別に市長が規則で定めるものとし、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。
(旅費)	(旅費)
第7条 略	第7条 略
2 前項の旅費の種目は、 <u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当</u> とする。	2 前項の旅費は、 <u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、死亡手当、旅行雑費及び旅行手当</u> とする。
(旅費の額)	(鉄道賃等の額)
第8条 旅費の額は、北名古屋市職員の旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例第51号）及びこれに基づく規則の規定の例による。ただし、宿泊費の額については、別表第2の左欄に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる宿	第8条 鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、一般職の職員で8級の職にあるものの例による。

泊費の額の範囲内で、宿泊に要する費用の額とする。

(旅費の支給方法等)

第9条 前2条に定めるもののほか、旅費の支給方法その他市長等の旅費については、一般職の職員の例による。

(退職手当)

第10条 略

(委任)

第11条 略

別表第2 (第8条関係)

区分	宿泊費 (1夜につき)
福島県、鳥取県、山口県	11,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島	14,000円

(車賃等の額)

第9条 車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2のとおりとする。

(支度料等の額)

第10条 支度料及び死亡手当の額は、別表第3のとおりとする。

(旅行雑費等の額)

第11条 旅行雑費及び旅行手当の額は、一般職の職員の例による。

(旅費の支給方法等)

第12条 前各条に定めるもののほか、旅費の支給方法その他市長等の旅費については、一般職の職員の例による。

(退職手当)

第13条 略

(委任)

第14条 略

別表第2 (第9条関係)

(1) 内国旅行の場合

職名	車賃 (1キロ メートル につき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
市長	37円	2,700円	13,000円	2,300円
副市長		0円	00円	0円

県、愛媛県	
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	<u>15, 000円</u>
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	<u>17, 000円</u>
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	<u>18, 000円</u>
熊本県	<u>20, 000円</u>
香川県	<u>21, 000円</u>
神奈川県、新潟県	<u>22, 000円</u>
千葉県	<u>24, 000円</u>
福岡県	<u>25, 000円</u>
埼玉県、東京都、京都府	<u>27, 000円</u>

教育委員会教育長				
----------	--	--	--	--

(2) 外国旅行の場合

職名	日当 (1日につき)			宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)	
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
市長	<u>7, 20 0円</u>	<u>6, 20 0円</u>	<u>5, 00 0円</u>	<u>4, 50 0円</u>	<u>2, 2, 0円</u>	<u>1 8, 80 0円</u>	<u>1 5, 10 0円</u>	<u>1 3, 50 0円</u>
副市長								
教育委員会教育長								

備考

- 1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の地域の区分は、一般職の職員の例による。
- 2 船舶又は航空機による旅行 (外国を出発した日及び外国

に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、
丙地方につき定める定額とする。

別表第3（第10条関係）

職名	支度料			死亡手当
	旅行期間1 月未満	旅行期間1 月以上3月 未満	旅行期間3 月以上	
市長	85,00	95,00	110,0	700,0
副市長	0円	0円	0円	0円
教育委				
員会教 育長				